

議案第43号

目黒区立老人いこいの家条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成29年9月7日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区立老人いこいの家条例の一部を改正する条例

目黒区立老人いこいの家条例（昭和40年3月目黒区条例第10号）の一部
を次のように改正する。

別表同東山老人いこいの家の項中「同 東山三丁目19番18号」
を「同 東山二丁目24番30号」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（説明） 東山老人いこいの家の位置を変更するため、条例改正の必要を認め、
この案を提出します。

資料 1

目黒区立老人いこいの家条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(_____ は、改正点)

改 正 案		現 行 条 例	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
(現行に同じ。)		(省 略)	
同 東山老人いこいの家	同 東山二丁目24番30号	同 東山老人いこいの家	同 東山三丁目19番18号
(現行に同じ。)		(省 略)	

目黒区立東山老人いこいの家位置図

(東京都目黒区東山二丁目24番30号)

